

提出書類一覧 (農地法第4条)

- ・生産緑地の転用にあたっては、所定の手続きが必要です。
相続税等の納税猶予の対象農地は、税務署と調整の上で転用してください。
- ・届出書の添付書類は、すべて発行後3ヶ月以内のものでお願いします。

No.	書 類	備 考	正本	副本
●必ず必要な書類				
1	農地転用届出書	様式第25号	1部	1部
2	届出地の登記事項全部証明書	法務局で交付	1部	×
3	届出地の公図(届出地を着色)	法務局で交付	1部	写し1部
4	位置図[1/1500程度](届出地を着色)	任意の地図	1部	1部
5	地区農会長の意見書(届出地の地区農会長に依頼)		1部	×
6	事業計画図(建築物の平面図・立面図・配置図、進入路、用排水施設、駐車場の場合は駐車区画、資材置場の場合は何を何処に置くかを明示)		各1部	×
●場合によって必要な書類				
7	届出者の現住所と上記2の登記上の住所が異なる場合			
	関連を証明する書類(住居表示変更証明・住民票・戸籍附表等)		1部	×
8	届出地の隣接地の現況が農地の場合			
	隣地同意書(隣接農地の耕作者全員分の同意書)		各1部	×
9	届出地が下記の土地改良区内にある場合 ▶大鹿土地改良区(大鹿・瑞穂町・瑞ヶ丘(各々全域)、瑞原1丁目の一部、緑ヶ丘1丁目) ▶千僧土地改良区(千僧の一部) ▶森本井土地改良区(森本) ▶九名井土地改良区(口酒井、岩屋)			
	土地改良区理事長が証明する「届出済書」		1部	×
10	届出地が賃貸借の目的となっている場合			
	農地法第18条第1項の合意解約があったことを証する書類		1部	×
11	現況がすでに農地ではない場合			
	⇒下記の農業委員会事務局にご相談ください。			
12	届出者の相続登記が未了の場合、以下の相続関係を確認する書類		各1部	×
	①相続関係図☆ ②遺産分割協議書(写) ③相続人全員の戸籍謄本※☆ ④相続人全員の印鑑証明 ⑤被相続人の除籍謄本・原戸籍謄本※☆ ⑥農地相続人の住民票 ※印分は、受付時に写しと原本の提示がある場合は、原本は確認後に返却します。 ☆印分は、法務局が交付する「法定相続情報一覧図の写し」に代えることができます。 ◆相続人全員の連名で、実印を押印して届出することも可能です。その場合は、上記の②遺産分割協議書(写)の提出に代えて、⑥の住民票を相続人全員分提出する必要があります。			
※その他、届出内容により、上記に記載のない書類が必要になる場合があります。				

- ・正本と副本を提出していただき、副本は農業委員会開催後に、受理書等に添付して返却します。
- ・代理人名義での届出書提出は行政書士による場合のみで、所定の文書が必要となります。
- ・届出書の当月分の審査にかかる受付期間は、毎月5日から10日までです。
10日が土曜・日曜・閉庁日の場合は、その前の開庁日で受付を終了します。
- ・受付期間内の届出分は当月下旬の農業委員会で審議し、受理が決定した場合は、委員会開催日の翌開庁日より受理書を交付します。届出者が受理書を受領する際は、印鑑が必要です。代理人が受領する場合は、届出者が押印(※届出書と同一の印)した委任状と代理人の印鑑が必要です。
- ・転用行為の着手は、受理書の交付を受けた後でなければできません。
- ・受理書の交付後、必ず法務局で地目変更の登記手続きを行ってください。

問い合わせ先 伊丹市農業委員会事務局 TEL 072-784-8094 Fax 072-780-3532